

見附市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月16日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第22号

見附市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

見附市児童手当事務取扱規則（平成24年見附市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）」を「児童手当」に改める。

第2条の見出し中「管理すべき記録」を「記録・管理すべき情報」に改める。

第3条中「「省令」」を「「規則」」に改める。

第4条及び第5条中「省令」を「規則」に、「ないもの」を「ない」に改める。

第6条中「省令」を「規則」に、「手当額」を「支給額」に、「しないもの」を「しない」に改める。

第7条中「省令」を「規則」に、「ないもの」を「ない」に改める。

第8条中「省令」を「規則」に、「手当額」を「支給額」に、「しないもの」を「しない」に改める。

第9条中「省令」を「規則」に、「ないもの」を「ない」に改める。

第10条の見出し中「基づく」を「よる」に改め、同条中「省令」を「規則」に、「であつても」を「においても」に改め、「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、「手当額」を「支給額」に、「基づいて」を「より」に、「当該手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）」を「当該一般受給者又は施設等受給者」に改める。

第11条中「省令」を「規則」に、「次により処理するものとする」を「当該届出の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届出の記載事項又は公簿等により確認した情報等をもって児童手当の認定を取り消し、様式第5号を用いて、支給事由消滅通知書を、当該現況届の提出をした者又は当該現況届の提出を省略させた者に通知すること」に改め、同条各号を削る。

第12条中「省令第4条第3項」を「規則第4条第4項」に、「当該手当」を「児童手当」に改める。

第13条第1項中「省令」を「規則」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「であつても、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）」を「においても、受給者のうちに公簿等」に、「よつて」を「より」に改め、「消滅したもの」の次に「がある」を加え、「基づいて当該手当」を「より児童手当」に改め、同条第3項中「附記」を「付記」に改める。

第14条中「省令」を「規則」に、「未支払児童手当等請求書」を「未支払児童手当請求書」に改め、同条第1号中「児童手当等」を「児童手当」に、「未支払児童手当等支給決定通知書」を「未支払児童手当支給決定通知書」に改める。

第15条第1項中「請求者又は受給者」を「児童手当の請求者又は受給者」に、「毎の」を「ごとの」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に改め、「（以下この条において「申出書」という。）」を削り、「毎に」を「ごとに」に、「児童手当等」を「児童手当」に、「額。」を「額」に改め、「うち、」の次に「当該」を加え、同条第3項及び第4項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第16条第1項中「毎の」を「ごとの」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「毎に」を「ごとに」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、「金額を控除した額」の次に「とする」を加え、同条第4項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第17条の見出し中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に、「予め」を「あらかじめ」に改め、同条第2項中「予め」を「あらかじめ」に改め、同条第3項中「毎に」を「ごとに」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、「それらの額を控除した額」の次に「とする」を加える。

第18条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項ただし書の規定により口座振替の方法以外の方法により児童手当

の支払を行う場合には、様式第12号による児童手当支払通知書により受給者に通知するものとする。

第19条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第20条中「児童手当等」を「児童手当」に改め、「児童手当等の」を削り、「差し止め」を「差止め」に、「取消」を「取消し」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の見附市児童手当事務取扱規則の規定は、令和6年10月1日から適用する。